

令和 6 年度

監 査 結 果 報 告

(定 期 監 査)

令和 7 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

庄 監 第 4 1 号
令和 7 年 3 月 14 日

庄原市長 木山 耕三 様

庄原市監査委員 星野 正嗣
同 堀井 秀昭

令和 6 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、同条第 14 項の規定により、改善措置を講じられた場合は、速やかに通知してください。

第 1 監査の対象

令和 5 年度に執行された財務等に関する事務について、環境建設部の全課、東城支所の 2 室、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会を対象とし、次の事務の監査を実施した。

なお、監査に際し、必要に応じて令和 4 年度以前及び令和 6 年度に執行された事務も対象とした。

また、令和 5 年度の定期監査による指摘事項に対して、適正に措置が講じられているか監査を実施した。

【令和 5 年度事務執行分】

対 象 部 署	監 査 実 施 事 務
環境建設部 建設課	(1) 市道蛭野線外道路除雪作業委託事務 (2) 基盤整備促進事業栗頭首工ポンプ運転作業委託事務
環境建設部 環境政策課	(1) 庄原市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託（見直し）事務 (2) 焼却【主灰】運搬業務委託事務 (3) 庄原市一般廃棄物再生施設運転管理業務
環境建設部 都市整備課	(1) 庄原市木造住宅耐震診断及び耐震改修工事補助金事務 (2) 庄原駅周辺地区土地区画事業換地処分等業務委託事務
環境建設部 地籍用地課	(1) 庄原市法定外公共物特定図面電子化業務（データ作成）
環境建設部 下水道課	(1) 山内西地区農業集落排水処理場運転管理及びマンホール場 保守点検業務委託事務
東城支所 地域振興室	(1) 庄原市東城健康増進施設（リフレッシュハウス東城）指定管理業務事務
東城支所 産業建設室	(1) 庄原市東城農産物加工施設指定管理業務事務

【令和5年度に定期監査等を実施した結果、措置が必要とされた事務(令和4年度事務執行分など)】

対 象 部 署	監 査 実 施 事 務
生活福祉部 社会福祉課	(1) 庄原市買物弱者対策支援事業補助金交付事務 (2) 庄原市障害者地域活動支援事業委託事務
生活福祉部 高齢者福祉課	(1) 庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付事務
生活福祉部 児童福祉課	(1) 庄原市病児病後児保育事業運営業務委託事務
生活福祉部 保健医療課	(1) 庄原市医療従事者育成奨学金貸付及び返還事務
口和支所 地域振興室	(1) 庄原市口和自治振興センター指定管理事務 (2) 庄原市森づくり事業（里山林整備事業・環境貢献林整備事業）補助金交付事務 (3) 庄原市口和交流拠点施設（モーモー物産館）指定管理事務 (4) 市道宮内竹地谷線（宮内）外 9 件の各道路除草業務委託事務 (5) 庄原市ほたる見公園 指定管理事務

第2 監査の期間（事前調査を含む）

令和6年9月13日から令和7年3月13日まで

第3 監査の目的及び方法等

監査対象とした課及び室の財務に関する事務が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、対象とした課及び室から提出された関係書類を監査するとともに、関係職員への聴取により実施した。

第4 監査の結果

事務処理等は概ね適正に行われている。

監査結果は、次のとおりであるが、改善、検討を必要とするものについては、適切な措置を講じられたい。

なお、事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導を行ったことから記述は省略した。

【令和5年度事務執行分】

1 環境建設部建設課

(1) 市道蛭野線外道路除雪作業委託事務

業務実態と契約内容との相違が見受けられた。業務内容を確認のうえ契約書類を作成し、契約に則り事務手続きを行われたい。

2 環境建設部環境政策課

(1) 焼却【主灰】運搬業務委託事務

業務に必要な資格など、契約条件に関するものについては、仕様書等へ記載されたい。

3 環境建設部都市整備課

(1) 庄原市木造住宅耐震診断及び耐震改修工事補助金事務

補助金交付要綱に定められた事務処理が行われていなかった。

事務実態と補助金交付要綱の整合性を図られ、適正かつ効率的な事務処理について検討されたい。

4 環境建設部下水道課

- (1) 山内西地区農業集落排水処理場運転管理及びマンホール場保守点検
業務委託事務
契約書に記載された内容に則り事務手続きを行われたい。

5 東城支所産業建設室

- (1) 庄原市東城農産物加工施設指定管理業務事務
事務処理にあたっては十分に確認を行い適正に執行されるとともに、協定書、仕様書に則った書類の提出や提出期限の厳守など、指定管理者を指導されたい。

【令和5年度に定期監査等を実施した結果、措置が必要とされた事務(令和4年度事務執行分など)】
指摘事項なし

む す び

今回の定期監査では、環境建設部の全課、東城支所の2室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会の令和5年度に執行された財務等に関する事務、昨年度に実施した定期監査により措置を講じる必要があるとした事務の対応状況について監査を実施した。

昨年度、定期監査において指摘した事項については、全職員に対し確実にその内容が伝わるよう対応されたところであり、関係部署においても概ね適正な事務改善が行われ、監査の実効性が担保されていると認められるところである。

一方で、これまでも指摘してきたところであるが、契約書や仕様書と実際の業務内容に齟齬が生じているものや、書類整理が適切に行われていないなどの状況が散見された。

限られた人員の中、複雑、多様化する行政課題に対応し、住民サービスの質を落とすことなく業務を行われていることは評価に値すべきことであるが、一部ではあるものの、今回指摘したような事務処理が見受けられたことは、法令や事務処理方法を十分理解することなく、前例に基づいた事務が行われているのではないかと考えるところである。

日頃から職員一人ひとりが、関連する法令や事務処理方法を正しく理解し、常に問題意識を持ち業務に従事されるとともに、管理職を中心に互いに協力し合いながら職務を遂行する職場づくりをより推進することにより、組織力の向上、効率的で適正、円滑な事務執行が図られることを期待するものである。